

#### 4 歳入の状況（一般会計）

- 都税は、前年度に比べて1,867億円、3.7%の増となりました。
- 今後の人口構造の変化や社会資本ストックの維持更新需要などを見据え、28年度予算では、都債の発行額を抑制し、将来に向けての発行余力を培いました。その結果、都債は前年度に比べて962億円、21.4%の減となっています。

##### 《歳入の状況》

（単位：億円、％）

区 分	平成28年度	平成27年度	増 減 額	増 減 率
都 税	52,083	50,216	1,867	3.7
地 方 譲 与 税	2,443	2,797	△ 354	△ 12.7
国 庫 支 出 金	3,778	3,785	△ 7	△ 0.2
都 債	3,533	4,495	△ 962	△ 21.4
そ の 他 の 収 入	8,273	8,227	46	0.6
合 計	70,110	69,520	590	0.8

# 都 税

- 都税は、企業収益が堅調に推移していることなどから、前年度に比べて1,867億円、3.7%の増となりました。
- 都税収入は、法人二税の占める割合が高いため、景気変動の影響を受けやすく、極めて不安定な形で増減を繰り返しています。そのため、今後の税収動向を慎重に見極めながら、適切な財政運営に努めていく必要があります。

## 《都税の内訳》

(単位：億円、%)

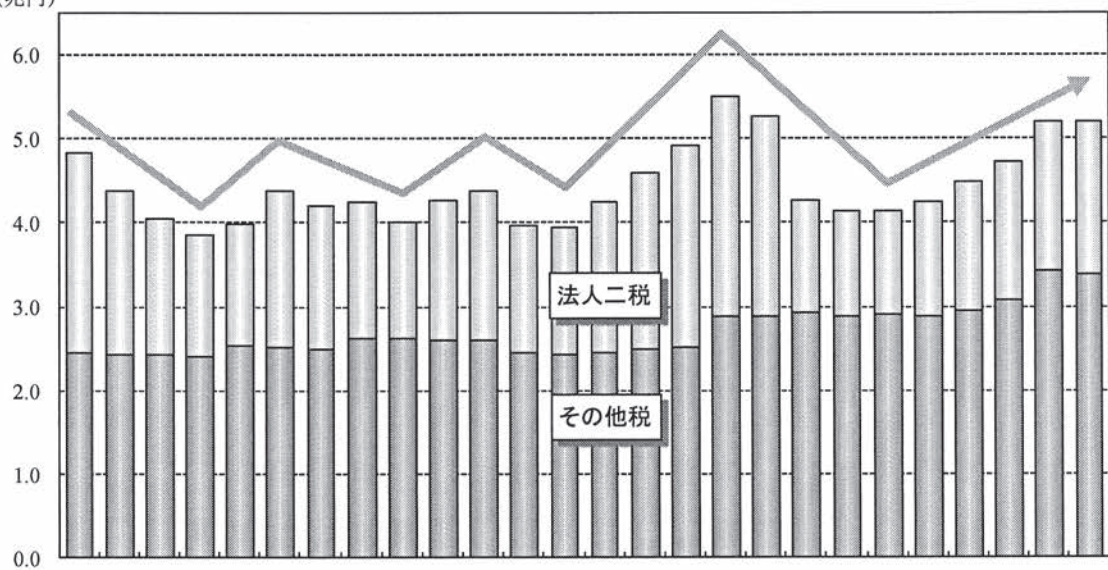
区 分	平成28年度	平成27年度	増 減 額	増 減 率
都 税	52,083	50,216	1,867	3.7
法 人 二 税	18,126	16,632	1,494	9.0
固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	14,065	13,805	260	1.9
そ の 他 の 税	19,892	19,778	114	0.6

### 〔固定資産税等の軽減措置〕

固定資産税等の既存の3つの軽減措置(小規模非住宅用地の2割減免等)については、平成28年度も継続します。

## 《都税収入の推移》

(兆円)



\* 平成26年度までは決算額、平成27年度は最終補正後予算額、平成28年度は当初予算額です。(年度)

## 地方法人課税の不合理な偏在是正措置

### ○ これまで講じられてきた措置

昨今の地方財政を巡る議論は、巨額の地方の財源不足をどのように解消するかという本質的な議論が棚上げにされたまま、都市と地方の財源争いという構図に矮小化され、その結果、地方自治の危機とも言える、制度の見直しが断行されてきました。

#### ① 法人事業税の暫定措置（平成 20 年度～）

法人事業税の一部を国税化し、譲与税として地方自治体に配分する制度  
消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として導入

#### ② 法人住民税の地方交付税原資化（平成 26 年度～）

法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方自治体に配分する制度

こうした措置は、企業が地方自治体から受ける行政サービスの対価として納税するという「応益性の原則」を形骸化させるなど様々な問題があります。都はこれまで1.3兆円もの巨額の財源を奪われており、こうした不合理な措置の撤廃を国に強く訴えてきました。

### ○ 平成 28 年度税制改正による制度見直し（消費税率 10%段階）

#### ① 法人事業税の暫定措置を廃止し、法人事業税として復元

#### ② 法人住民税の地方交付税原資化の拡大

#### ③ 法人事業税交付金の創設

法人事業税の暫定措置廃止に伴う減収補填などのため、法人事業税の一定割合を市町村に交付する制度  
(特別区相当分については、特別区財政調整交付金の財源とされる)

今回の改正により、法人住民税の地方交付税原資化は拡大されることとなりましたが、地方分権の理念に照らせば、これは決して容認できるものではありません。

一方で、法人事業税の暫定措置が廃止されるとともに、不合理な偏在是正措置の全体規模が、当初の想定よりも圧縮されたことは、都議会、地元国会議員、都内区市町村をはじめ、志を一にする地方自治体などと連携した都の主張を、国が受け止めた結果であると言えます。

### ○ あるべき地方税財政制度改革に向けて

地方法人課税の不合理な偏在是正措置は、限られた地方財源の奪い合いにすぎず、地方の自主的・自立的な行財政運営をも阻害するものです。真の地方自治は、地方自治体が自らの権限と財源によってその役割を果たすことで初めて実現するものであり、そのためには、総体としての地方税財源の拡充と安定的な地方税体系の構築こそが必要です。

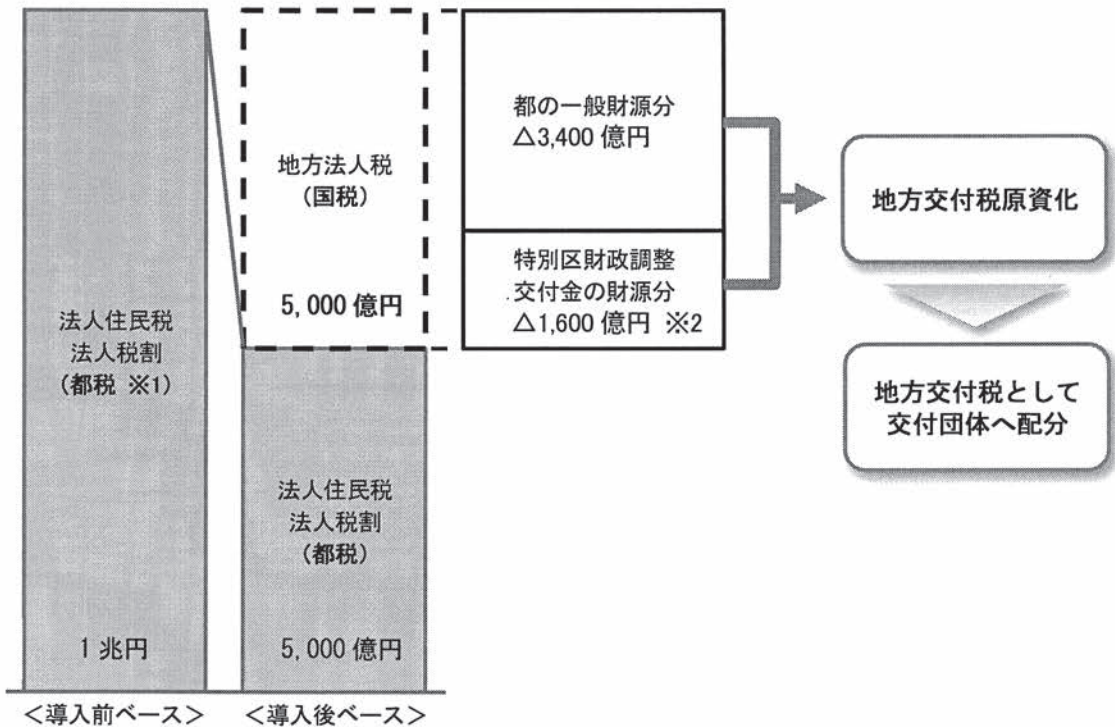
都は、今後ともこうした本質的な課題の解決に向け、国に強く働きかけていきます。

< 平成 28 年度税制改正の影響 > ※ 金額は、平成 28 年度当初予算を基礎とした平年度ベース

・ 税制改正の内容と影響額

区 分		現 行 (消費税率 8%段階)	税制改正後 (消費税率 10%段階)
法人事業税の暫定措置		△1,900 億円	① 法人事業税の 暫定措置の廃止 廃止
法人住民税の 地方交付税 原資化	暫定措置廃止 代替分	—	② 法人住民税の 地方交付税 原資化の拡大 △1,400 億円
	消費税引上げ 見合い分	△2,200 億円	△3,600 億円
小 計		△4,100 億円	△5,000 億円
市町村への減収補填 (対象額)		—	③ 法人事業税交付金 の創設 △ 100 億円
合 計		△4,100 億円	△5,100 億円

・ 税制改正後の都税への影響



※1 特別区分の法人住民税は、都区間の財源配分と特別区相互間の財源調整を図るため、都が課税・徴収し、収入額の一定割合を、各特別区に「特別区財政調整交付金」として交付しています。

※2 法人事業税交付金により、都が、区市町村の減収の一部を補填することとなります。